

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成26年12月5日(金)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	黒川勝好	副委員長	佐藤茂
	委員	戸谷裕治	委員	水野智見
	委員	山田新太郎	委員	菊地久
	委員	高阪康彦		
欠席委員	なし			
会議事件の説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	民生部長	佐藤一夫	民生部兼 子育て推進課長	鈴木利彦
	保険医療課長	伊藤光彦		
職務のため出席した者	議長	吉田正昭	議事務局長	松岡英雄
	係長	飯田和泉	書記	服部有規
付託事件	議案第63号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について			

○委員長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

12月に入りまして、めっきりと寒くなってまいりましたが、皆さん、体調のほうはどうでしょうか。

定足数に達しておりますので、ただいまより総務民生常任委員会を開催をいたします。よろしく願いをいたします。

それでは、本委員会に付託されております案件は1件でございます。慎重に審議をお願いをいたしたいと思います。

審査に先立ちまして、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 黒川勝好君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第63号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 佐藤一夫君

補足説明は特にございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

それでは質疑に入ります。

何かございますか。

○委員 菊地 久君

終わりましたらいけませんので、ちょっと質問いたします。

今回の条例の一部改正は、ここにありますように産科費の医療の補償制度の関係に入っていない産院で生まれたときということで、今までこういうこと、私よく知らなかった、勉強不足なんですけど、今、出産されたときの一時金出ますけれども、大体分娩費って幾らぐらいのもんだろうかなというのが一つ。

それから、2つ目は、去年でいいんですが、25年度、ここで出生届け出された方というのは何人ぐらいなのかなと。

それから、3つ目には、ここは国保なんですけれども、国保の該当がどのぐらいか、ここ

はわかると思いますが、そのほかの組合ですね、組合健保もありましょうし、我々サラリーマンの入っておった健康保険のほうもありましょうし、この職員の皆さん方が入っておるのもありましょうし、保険によって一時金の額が違いただろうと思うんです、それぞれが。そういうことについて、大体、もしおわかりでしたら、国保は安かったんですわ、健保のほうがかかったし、一番いいのは、まだあるのか、民間、いろいろありますけれども、大体行政でおわかりでしたら、ちょっと参考のために。わかってみえるようでしたら。

○保険医療課長 伊藤光彦君

ただいまの分娩費の定義ということでございますが、各医療機関によって若干ばらつきがあるかと思いますが、今つかんでおる入院費と出産費という、それ以外の食事代だとかいろんな検査があるかと思いますが、その分につきましては各医療機関で金額のほうにばらばらというのか、ありますので、あれなんです、公立の総合病院だとか大学病院、それから私立の総合病院関係でいきますと出産費、入院費の平均が大体40万円ぐらい。分娩と出産だけです。それ以外は、いろんな検査だとかありますのでプラスあるかと思われま。

それと、あと個人の産院ですと幅が広うございまして、大体30万円から100万円ぐらいというデータのほうが出ております。

それから、あと助産所ですと30万円から35万円ぐらいというふうに平均のほうで、公表というか出ております。

それから、あと25年度の出産数でございますが、すみません、国保のほうのデータとしては持っておるんですけれども……

（「434名」の声あり）

戸籍のほう全体としましては434名の方がお生まれでございます。

あと保険の出産育児一時金の金額でございますが、これは通常、町のほうでも定めておる42万円が定額、出産育児一時金としましては42万円です。あと各保険のお祝い金というのか、そういうのが加算されるかと思いますが、その辺のお祝い金に関しましてはちょっとデータがございません。

以上でございます。

○委員 菊地 久君

特に今、少子高齢化時代で、何とか子供さんをねといったときに、今言った出産分娩費で1泊すると、先ほど言いましたように、例えば津島のどこことあって、1泊によってホテルみたいないいところもあるし、日赤や何かだと普通の病院の病室ですけれども、大体皆さんが、それはお金出るのはこれだけでも、それ以外に結構金かかるものですから、子供1人産むために大変だよと、100万円もかかっちゃったよとか80万円も要るし、どうしようとかというようなこともあるんですよ。

だから、子供1人つくって産むということが本当に経済的にも大変だというようなことで、

その出産に対してどのようなこれから補填をできるのかという問題が今大きく起きてきておるわけですが、一つ、またここで関連してお尋ねしますが、各行政市町村によって、オギャーと生まれたお子さんに祝い金というのを、もうこのピンキリなんですけれども、蟹江は出ておったんだかね、出産祝い金。

○民生部長 佐藤一夫君

出産のお祝い金というものはありません。

○委員 菊地 久君

続いて、この近辺、この海部地区ですね、海部地区の状況とか県の状況で、ここはいいな、例えば飛鳥さん1人生まれるといいわねとか、例えばね、どこどこはどうだねというのは資料的にお持ちなんですか。

○民生部長 佐藤一夫君

申しわけございません。資料持っておりません。また……

(「調べておいて」の声あり)

ということでお願いしたいと思います。調べます。

○委員長 黒川勝好君

ほかに。

○委員 高阪康彦君

ちょっとお聞きするんですが、39万円が40万4,000円、上げてもらうのは非常にいいんですけれども、これ財政的には1万4,000円が全部例えば国からの補助なのか。国保でやるものだから町が払うんだよね。その負担というのは、これをふやすことについて町の負担は増えるかどうかということと、これ支払金のほうが当然国保なので世帯に入ってくるんだよね。すると、生まれた人じゃなくて世帯に返すんだよね。あげるというのか、申請があれば。これは償還払いでしょうか。そのやり方、ちょっと参考のために聞いてみたいと思います。

○保険医療課長 伊藤光彦君

まず、ご負担の関係でございますが、条例の7条のところの前段の部分で、子供さんが生まれた場合は42万円という額がもう定額で、今回の改正分につきまして、39万円が40万4,000円という上がったという金額で、負担が増額するかということであれば、その分だけ金額的にはふえますが、この対象外という関係の説明をさせていただきます。

産科医療補償制度に加入されてみえない出産機関に関しましてですが、これは出産時に、制度の説明ということでさせていただきますが、出産された子供さんが重度な脳性麻痺で、出産の原因に基づいて脳性麻痺になったときに出産から20年間をかけて補償する制度でございます。その掛け金が従来3万円でございます。その掛け金が1万6,000円に減額になったことに伴いまして、その差額分を当初の39万円から差額分を増額して40万4,000円ということになります。

それから、この対象外の方ですが、10月20日現在でございますが、産科医療補償制度に加入されていない分娩機関、10月20日現在の日本産科医療医会調査でございますが、全国で病院と診療所というのが2,865箇所ございまして、加入されていない機関というのが5医療機関ございます。それから、助産所につきましては447助産所がございまして、全て加入されております。その5つの医療機関で出産された方につきましては39万円が40万4,000円、それからあと対象にならない場合は、海外での出産、それからあと死産の場合ですとその対象から外れるということになります。

この制度が21年1月から開始されまして、その間、この10月末まででございますが、この対象外となられた方につきましては10名の方がお見えです。年2名ということになります。その2名の中で……

(発言する声あり)

その大体蟹江の中でその10名の中で対象外の方はお二方お見えで、神戸のほうの里帰り出産のところが対象外という方がお二方、それから海外での出産という方が3名、それから死産の方が5名という、計10名の方がその産科医療補償制度の対象外ということとなっております。

負担が39万円が40万4,000円になりますので、1万4,000円ほど対象外の出産につきましては増額になりますが、基本42万円をお支払いするというふうで想定しておりますので、その部分の増額ということはありません。ないです。

それから、あと支払いの関係なんですけれども、基本病院での出産費のお支払いですね、出産で退院されたとき前後のお支払いがあるかと思うんですが、そこで42万円を差し引きします。差し引きして差額を病院のほうへご家族の方がお支払いされる。差額の42万円につきましては後日連合会のほうから、国民健康保険の連合会のほうから町のほうへ請求がかかって連合会にお支払い、連合会から各医療機関へのお支払いということになります。

ですので、この分を差し引きしますので、出産された方の経済的な負担というのは軽減されるということというふうに考えております。

以上です。

○委員 高阪康彦君

確かめておくんですけども、すると病院で出産するときには、本人さんは払わなくても、みんな後から病院のほうに入るわけ。ということだよ。ふえたのは対象の病院が1万4,000円減ったものだから、対象外の病院にその分を増やしたと、そういうこと。そうしたら、今言ったことの対象というのは持ち出さないのならわかります。まるっきり予算、微々たるものだよ。

わかりました。

○委員 菊地 久君

さっき話あった、去年435人が生まれたという、435人だったね。

(「434人です」の声あり)

434ね。434人で該当として、国保はそのうち何人だったんですか。

○保険医療課長 伊藤光彦君

25年度で国民健康保険の対象の方は41名の方になります。

○委員長 黒川勝好君

ほかにございますか。よろしいですか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の者の発言を許可をいたします。

(発言する声なし)

ありませんね。

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第63号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付託をされました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、私にご一任を願います。

これで、総務民生常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前 9時17分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 黒川勝好